

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る滋賀県への要請について

湖南省新型コロナウイルス感染症対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第36条第7項の規定に基づき、本日付けで滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部長へ添付のとおり要請文を送付しましたのでお知らせします。

■概要

1. 可及的速やかに、地方公務員共済組合滋賀県支部と滋賀県市町村職員共済組合などが共同経営する「ホテルピアザびわ湖」、もしくは所有者から申し出のある民間ホテル等を借り上げて軽症者の入院施設とするとともに、自衛隊の災害派遣要請を行い、県職員および当該宿泊施設従業員に対して防護衣の着脱要領等の教育支援および指定病院から当該宿泊施設までの輸送支援を求められたい。
2. 県対策本部長が提唱する「5分の1ルール」に従って休業している県内中小企業等に対し、県独自の協力金等の経済的な支援のスキームを早急に構築するとともに、地方創生臨時交付金を活用して県民経済を徹底して支える旨の宣言を行い、県民の不安を払拭されたい。
3. 公共事業について、緊急事態宣言を受けてその進捗調整に苦慮しており、受注するゼネコン等も事業を縮小しており、執行そのものについて不安がある。今後、事業進捗が後逸した場合、繰越手続等が容易に進むように、あらかじめ基礎自治体支援のあり方について国との調整をしておかれたい。
4. 臨時休業が続いている学校現場について、個別の市町教育委員会で自習教材を作成することは効率的でなく、県教育委員会において、在宅期間における予定単元をカバーする家庭学習の支援教材の作成と市町教育委員会への提供を願いたい。
5. 新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に関係する情報については、迅速に市町に伝達するとともに、市町からの個別照会に対応できる体制の確保が求められている。しかし、「5分の1ルール」により県の出勤職員が少なくなっており、市町からの個別照会に対応できる体制の確保が難しいと思料されることから、個別に照会しなくても対応が可能となるよう、県と市町における情報共有のあり方についても工夫されたい。

■問い合わせ

担当課名 : 危機管理・防災課

担当者名 : 植西

(直通) 0748 -71 -2311 ※17時15分以降は、0748-72-1290

(FAX) 0748 -72 -2000

〒520-3288

滋賀県湖南省中央一丁目1番地

湖南省役所 秘書広報課

TEL 0748-71-2314 FAX 0748-72-1467

湖 危 第 4 2 号
令和2年(2020年)4月20日

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部長
滋賀県知事 三日月 大造 様

湖南市新型コロナウイルス感染症対策本部長
湖南市長 谷畑 英吾

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る要請について（通知）

新型コロナウイルス感染症の発生以来、ウイルス対策にご尽力いただいておりますことに感謝を申し上げます。

さて、本年4月16日、本県が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「法」という。）第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態措置の区域に指定されたことから、さらに迅速かつ徹底的な緊急事態措置が求められているところです。

しかし、昨日の報道にもあったとおり、現在、本県では、感染症病床はその多くが軽症患者で埋められており、県民の不安を増しているところです。軽症としながらも指定感染症患者であることから、病院現場ではその対応に神経を使います。これから重症患者が増える可能性もあるなかで、新型コロナウイルスとの戦いの初期において、医療従事者を疲弊させることは医療資源の浪費であるといえます。可及的速やかに、地方公務員共済組合滋賀県支部と滋賀県市町村職員共済組合などが共同経営する「ホテルピアザびわ湖」、もしくは所有者から申し出のある民間ホテル（以下、「当該宿泊施設」という。）等を借り上げて軽症者の入院施設とするとともに、自衛隊法第83条第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請を行い、県職員および当該宿泊施設従業員に対して防護衣の着脱要領等の教育支援および現に入院している指定病院から当該宿泊施設までの軽症者の輸送支援を求められたい。

また、新年度が始まって半月が経過しましたが、この時期には県を通して国に提出しなければならない報告が極めて多く、県対策本部長の要請に応じて感染拡大防止のために職員の職場への出勤を減じようにも、現場においては書類の作成作業に追われているところです。

については、県において対応が可能な報告等の提出期限について至急調査の上、その延伸

を取り計らっていただきますとともに、法第 24 条第 8 項の規定に基づき、上記報告等の提出期限の延伸について、指定行政機関の長に対し要請を行われたい。

さらには、県対策本部長が提唱する「5分の1ルール」に従って休業している中小企業、小規模事業者、個人事業主、フリーランス等が県内にはたくさんあります。県におかれては、これらに対する県独自の協力金等の経済的な支援のスキームを早急に構築するとともに、地方創生臨時交付金を活用して県民経済を徹底して支える旨の宣言を行い、県民の不安を払拭されたい。

公共事業については、国費との関係で優先順位を付けて執行する必要があるが、緊急事態宣言を受けてその進捗調整に苦慮しています。受注するゼネコン等も事業を縮小しており、執行そのものについても不安があります。今後、事業進捗が後逸した場合、繰越手続等が容易に進むように、あらかじめ基礎自治体支援のあり方について国との調整をしておかれたい。

学校現場においては、3月以降断続的に臨時休業が続いており、児童生徒が家庭にいる時間が長くなっていますが、個別の市町教育委員会で自習教材を作成することは効率的ではありません。県教育委員会において、在宅期間における予定単元をカバーする家庭学習の支援教材の作成と市町教育委員会への提供を願いたい。

なお、新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に関する情報については、迅速に市町に伝達するとともに、市町からの個別照会に対応できる体制の確保が求められています。しかし、「5分の1ルール」により県の出勤職員が少なくなっており、市町からの個別照会に対応できる体制の確保が難しいと思料されることから、個別に照会しなくても対応が可能となるよう、県と市町における情報共有のあり方についても工夫されたい。

以上、法第 36 条第 7 項の規定により要請します。